

「景観計画」及び付随する条例の改定 に向けた提言書

令和6年3月

平泉町議会 産業建設常任委員会

「景観計画」及び付随する条例の改定に向けた提言

本町では、平成13年4月に平泉の文化遺産が世界遺産暫定リストに登載されたことを受け、「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」を作成し、平成17年1月から施行された。

また、同年10月には景観法に基づく「景観行政団体」の指定を受け、平成20年3月に「平泉町景観計画」を策定した。それに併せて「景観条例」を全面改定し、平成21年4月から施行している。その後、平成24年7月「平泉町都市計画マスタープラン」の改定を受け、景観計画の改定を行ってきている。

景観計画の改定から10年、景観条例の改定から15年が経過するのを機会に、運用上の課題、まち並みの変化や社会情勢の変化を踏まえ、それらとの整合を図りながら将来を見据えて景観計画と関連する条例を見直す時期と考える。

現行の景観計画、景観条例、屋外広告物条例のこれまでの内容は継承しつつ、法が定める施策と関連する計画、条例と住民意識・住民感情との整合を図りながら、より実効性を高めるためにも改定が求められている所以である。

社会情勢等の変化に対応した、平泉の文化景観が今以上に美しく価値あるものとして将来に継承するためには、住民の協力が不可欠であり景観の誘導方針も住民の理解が得られる内容としなければならない。

景観形成の見直しにあたっては、地域と行政との連携なくして推進できない事は言うまでもなく、地域の主体性を尊重し、地域住民の意向を景観形成に反映させることが何よりも肝要である事から提言する。

なお、課題と見直すべき主な内容は「産業建設常任委員会の考察」資料(別冊)に記した内容が反映されるよう期待する。

平泉町議会 産業建設常任委員会
委員長 ; 升沢博子
副委員長 ; 三枚山光裕
委員 ; 千葉勝男、高橋伸二、大友仁子